7　第二項の規定は、令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

8　第二項の規定は、令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

（登録）

第十九条の二十四の二　第十九条の二十二の登録は、次の表の上欄に掲げる登録（以下この章において単に「登録」という。）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる研修（以下この章において「検査業者検査員研修」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（略）	（略）
第十九条の二十二第二項第一号の登録	第十九条の二十二第二項第一号の研修（以下この章において「フォークリフト検査員研修」という。）
（略）	（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の二の三　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ　（略）

ロ　フォークリフト検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「フォークリフト」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第二項」と読み替えた場合に、イ中⑴から⑷まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、⑴から⑸まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ハ～チ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（登録の更新に係る準用）

第二十二条　前条の規定は、法第七十七条第五項の登録の更新について準用する。

（計画の記載事項）

第二十三条の五　法第七十七条第七項の技能講習又は教習の実施に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和五十二年労働省令第三十二号）附則第四条の見出し中「労働者」を「もの」に改める。

7　第二項の規定は、令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

8　第二項の規定は、令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

（登録）

第十九条の二十四の二　第十九条の二十二の登録は、次の表の上欄に掲げる登録（以下この章において単に「登録」という。）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる研修（以下この章において「検査業者検査員研修」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（略）	（略）
第十九条の二十二第二項第一号の登録	第十九条の二十二第二項第一号の研修（以下この章において「フォークリフト検査員研修」という。）
（略）	（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の二の三　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ　（略）

ロ　フォークリフト検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「フォークリフト」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第二項」と読み替えた場合に、イ中⑴から⑷まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、⑴から⑸まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ハ～チ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（登録の更新に係る準用）

第二十二条　前条の規定は、法第七十七条第四項の登録の更新について準用する。

（計画の記載事項）

第二十三条の五　法第七十七条第六項の技能講習又は教習の実施に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）